事業報告書

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月３０日）

1　医療法人の概要

(1) 名　　称　医療法人　泰　明　会

①　□　財団　■　社団（□　出資持分無し　■　出資持分あり）

②　□　社会医療法人　□　特別医療法人　□　特定医療法人

□　出資限度法人　■　その他

③　□　基金制度採用　■　基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　岩手県盛岡市前九年二丁目２番３８号

(3) 設立認可年月日　平成１４年　６月２１日

(4) 設立登記年月日　平成１４年　７月　３日

(5) 役員及び評議員

	氏　名	備　考
理事長	谷藤典子	谷藤眼科医院管理者.院長
理事	山中俊介	
同	谷藤丈二	
監事	鶴見雄司	

2　事業の概要

(1) 本来業務

種　類	施設の名称	開　設　場　所	許可病床数
診療所	谷藤眼科医院	岩手県盛岡市前九年二丁目２番３８号	一　般　病　床　19床
	医療機関コード	0310115480	

(2) 付随業務　　無

(3) 収益業務　　無

(4) 当該会計年度内に社員総会で決議又は同意した事項

令和　7年　8月　27日　社員総会　令和 6 年度決算の決定及び令和 7 年度予算決定

令和　7年　8月　27日　第　　回理事会　令和7年度決算予想及び令和８年度予算案策定

様式2

医療法人整理番号	227

法人名　医療法人　　泰　明　会

所在地　岩手県盛岡市前九年二丁目２番３８号

財　　産　　目　　録

（令和8年6月30日現在）

1. 資 産 額　　813,792 千円
2. 負 債 額　　54,853 千円
3. 純資産額　　758,939 千円

（内　　訳）　　（単位：千円）

区　　分	金　　額
A　流動資産	279,126
B　固定資産	534,666
C　資産合計　　（A＋B）	813,792
D　負債合計	54,853
E　純資産　　（C－D）	758,939

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地（□法人所有　□賃借　■部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物（□法人所有　□賃借　■部分的に法人所有（部分的に賃借））

当法人の財産目録に相違ありません

令和8年　9　月　28日

岩手県盛岡市前九年二丁目2番38号

医療法人　泰　明　会

理事長 谷　藤　典　子

様式3-4

医療法人整理番号	227

法人名　医療法人　　泰　明　会

所在地　岩手県盛岡市前九年二丁目２番３８号

貸　借　対　照　表

（令和8年6月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
Ⅰ　流動資産	279,126	Ⅰ　流動負債	17,801
Ⅱ　固定資産	534,666	Ⅱ　固定負債	37,052
1　有形固定資産	499,916	長期借入金	
2　無形固定資産	338	長期未払金	1,341
3　その他の資産	34,412	負債合計	54,853
		純資産の部	
		科　目	金　額
		Ⅰ　資本金	3,000
		Ⅱ　資本剰余金	0
		Ⅲ　利益剰余金	755,939
		純資産合計	758,939
資産合計	813,792	負債・純資産合計	813,792

様式4-2

医療法人整理番号	227

法人名　医療法人　　泰　明　会

所在地　岩手県盛岡市前九年二丁目２番３８号

損　益　計　算　書

（自　令和7年7月1日　至　令和8年6月30日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　事業損益	
Ａ　本来業務事業損益	
1事業収益	444,524
2事業費用	392,168
本来業務事業利益	52,356
Ｂ　附帯業務事業損益	
1事業収益	
2事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	52,356
Ⅱ　事業外収益	13,971
Ⅲ　事業外費用	
経常利益	66,327
Ⅳ　特別利益	2,834
Ⅴ　特別損益	
税引前当期純利益	69,161
法　人　税　等	190
当　期　純　利益	68,971

監事監査報告書

医療法人　泰明会
　理事長　谷藤典子　殿

私は、医療法人泰明会の第２４期会計年度（令和７年７月１日から令和８年６月３０日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。

また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

（１）事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

（２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

（３）計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

（４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和８年８月26日

医療法人　泰明会

監事　鶴見雄司